

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職互助事業細則

(昭和59年 2月28日制定)

改正 平成16年 5月31日
平成25年 5月29日

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会退職互助事業規則（以下「規則」という。）第27条の規定により規則の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参与)

第2条 規則第20条第2項による参与は18名以内とし、次に掲げる区分の中から理事長が委嘱する。

このうち、地方出張所管内とは、平成16年4月1日改正前の千葉県教育委員会行政組織規則により設置されていた地方出張所の所管区域とする。

区 分	員 数	区 分	員 数
千葉県教育庁	1名以内	旧海匝地方出張所管内	1名以内
高等学校	2名 "	旧山武 "	1名 "
旧千葉地方出張所管内	2名 "	旧長生 "	1名 "
旧船橋 "	2名 "	旧夷隅 "	1名 "
旧東葛飾 "	2名 "	旧安房 "	1名 "
旧印旛 "	1名 "	旧君津 "	1名 "
旧香取 "	1名 "	幼稚園、特認団体	1名 "

(参与会の招集)

第3条 参与会は、必要に応じて理事長が招集する。

(参与会の職務)

第4条 参与会は、次に掲げる事項について理事会に助言することができる。

- (1) 退職互助事業にかかる事業計画及び収支予算
- (2) 退職互助事業にかかる事業報告及び収支決算
- (3) 理事会において必要と認めるもの

(参与の解任)

第5条 参与が次の各号の一に該当するときは、理事長は、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき。
- (2) 参与たるにふさわしくないと認められるとき。

(参与の報酬)

第6条 参与の報酬は理事長が別に定める。

(参与会の定足数)

第7条 参与会は、参与の2/3以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意志表示した者、又は他の者を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(議決)

第8条 議事は、出席参与の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(議長)

第9条 議長は、参与の互選による。

(議事録)

第10条 参与会には、議事録を作成するものとする。

附 則

この細則は、昭和59年 4月 1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年 6月 1日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。